

## 「基本診療料の施設基準等」

## 「第八 入院基本料等加算の施設基準等」に基づく掲示

# 「後発医薬品使用体制加算3」の届け出と、 医薬品の供給が不足した場合の対応について

- 藤本病院では入院患者さんの医療費抑制のため、「後発医薬品」(ジェネリック医薬品)の使用を推進しております。そのため、かねてより近畿厚生局に対して「後発医薬品使用体制加算3」の届け出をしております。
- 2020年以降、日本国内では、特に後発医薬品の供給不足が続いています。複数の会社が製造する後発医薬品が、品質管理の不備により、出荷停止や限定出荷になっており、その影響は2024年に入った今も続いています。
- そのため、藤本病院では院内で調剤する薬について、万が一供給が不安定な場合、



- ① 医師、薬剤師等が相互に協力して治療計画等の見直しを行う体制を作っております。
- ② 医薬品の供給状況によって、使う薬を変更する場合は入院患者さんへ十分に説明を行い実施します。

- 患者さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。